

## 1 策定の趣旨

- 少子高齢化、人口減少の中で、だれもが互いに人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会を次世代に引き継ぐために大変重要
- 女性活躍推進法（平成27年法律第64号）に基づく取り組みなど、さまざまな分野での女性活躍の動きが拡大
- 一方で、指導的地位に占める女性の割合は依然として低いなど課題があり取り組みの加速化が必要
- 男女共同参画・女性活躍にはワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠。平成31年4月からは働き方改革関連法（平成30年法律第71号）が順次施行され、長時間労働の削減などの取り組み開始。だれもが仕事と子育てや介護などをあたりまえに両立できる環境づくりに取り組む。
- 配偶者等からの暴力（以下DV）や女性に対する暴力などは深刻な状況。あらゆる人権侵害となる行為の根絶、貧困をはじめ多様な困難に直面する女性への支援など安全・安心な暮らしの実現は男女共同参画の根幹。
- 新型コロナウイルス感染拡大では、外出自粛などによるDV被害リスクの高まり、家事や育児等の負担集中、ひとり親家庭や非正規雇用労働者の困窮など女性が抱えることが多い諸課題が顕在化。
- 他方で、テレワークやオンラインの活用が普及し、働き方や暮らし方への新たな可能性。
- 人生100年時代の到来、AIなどの技術進歩、頻発する自然災害などをふまえ、暮らし方や働き方を大きく変革することが必要
- 「市民のだれもが性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択できる」社会の実現を目指し、本計画に基づき、市民、事業者とともに男女共同参画のさらなる取り組みを進める。

## 2 位置づけ

- 神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成15年3月27日条例第57号）の7つの基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、神戸2025ビジョンの部門別計画として、第5次男女共同参画計画を策定
- 男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画
- 女性活躍推進法に基づく「神戸市女性活躍推進計画（第2次）」（基本目標1～3）を一体的に策定

神戸市男女共同参画推進条例に基づく基本理念（要約）

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会の制度や慣行が、男女の社会における活動に及ぼす影響をできる限り中立なものにするよう配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活及び職業生活・地域生活との両立
- 5 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 国際的協調
- 7 自律した市民の協働

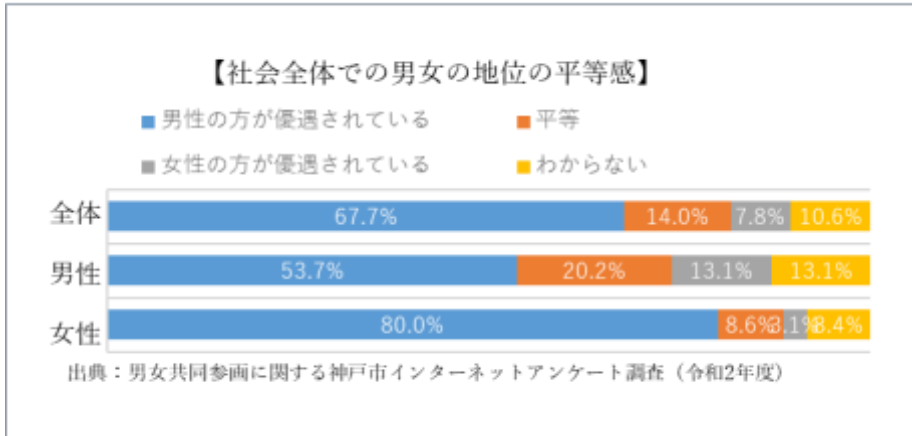
## 3 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

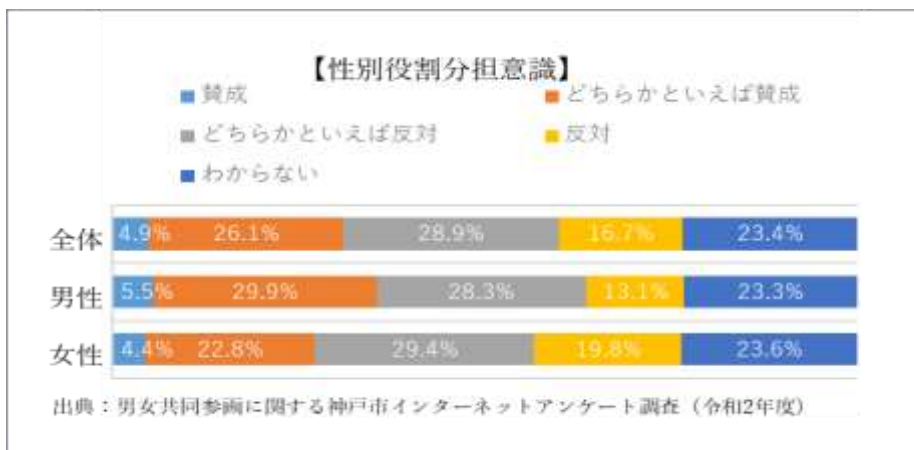
#### 4. 男女共同参画社会の実現に向けた現状と課題

##### (1) 意識

人々の意識の中の固定的な性別役割分担意識それに基づく社会の制度や慣行等は、多様な働き方や暮らし方、男女共同参画社会の実現を進める上での大きな課題であり、社会全体の理解の促進が必要



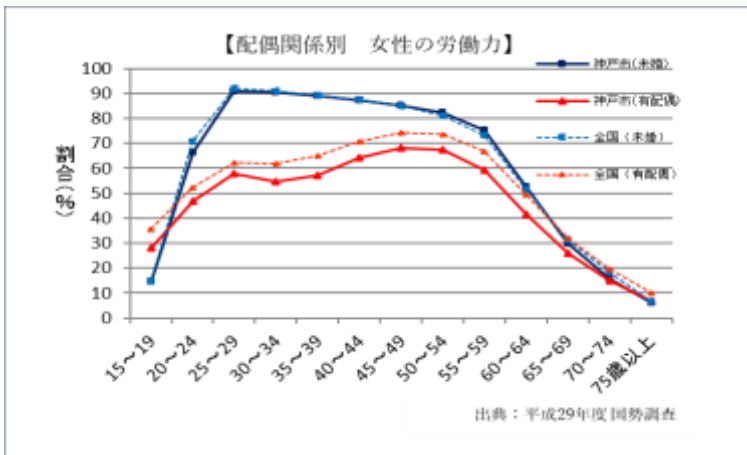
○政治、社会通念・慣習・しきたり、職場など社会全体で男女の地位が平等と考える人は14%。



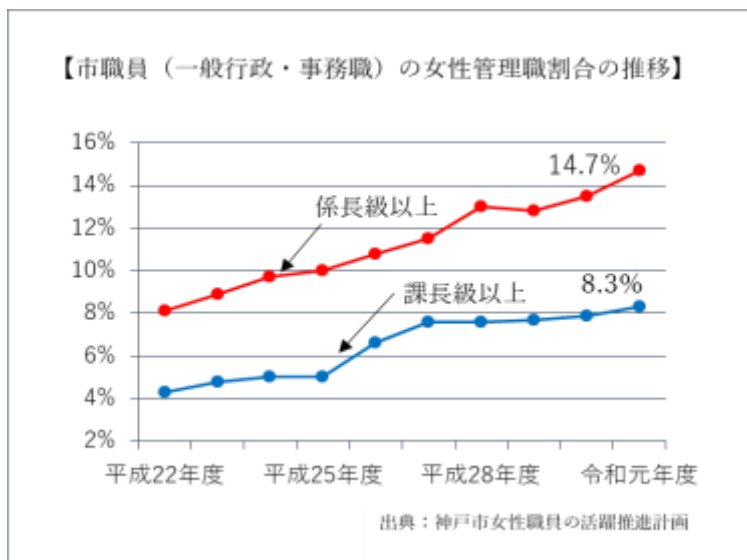
○「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意見に反対の人は45.6%。年代や性別によって意識に差がある。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画、就業の分野における男女共同参画

配偶者の有無で女性の就業率は異なり、離職理由の第1位は出産・育児。管理職等に占める女性の割合は低く、賃金に男女差があるなど、とくに就業分野でのさらなる取り組みが必要

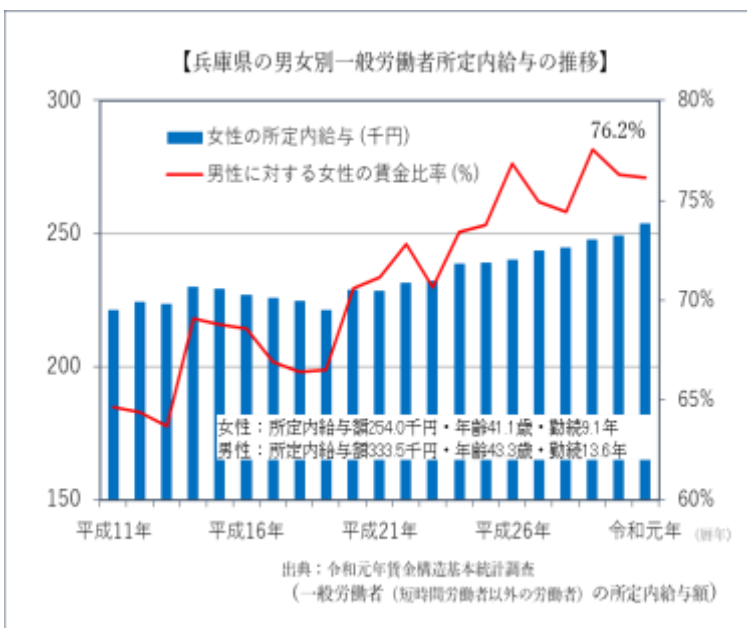


○配偶者のいる女性の就業率は全国に比べて低く、いわゆるM字カーブの課題が残っている。なお、女性の前職の離職理由で最も多いのは依然として出産・育児である。



○企業の管理職など指導的な地位に占める女性の割合は低い。

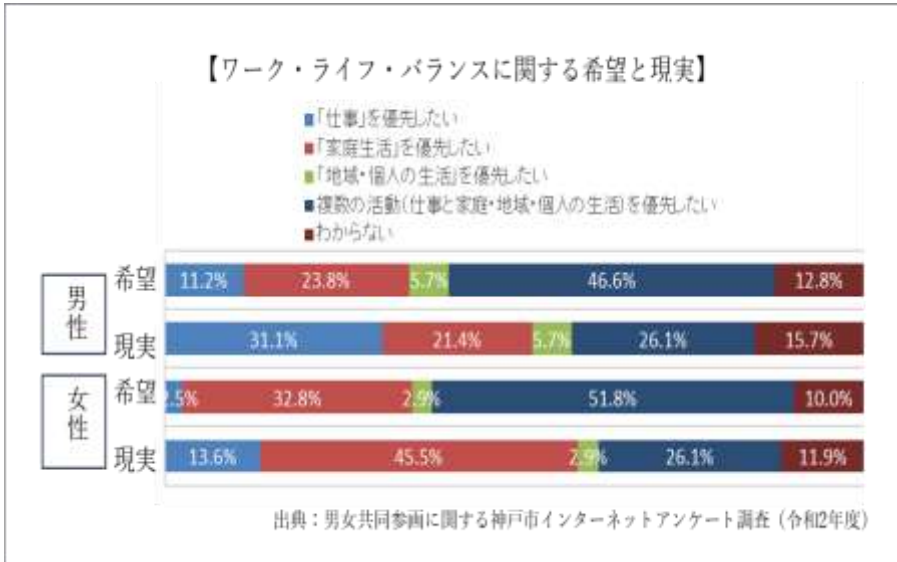
※市の審議会における女性委員の登用率 31.0%（令和2年3月31日時点）



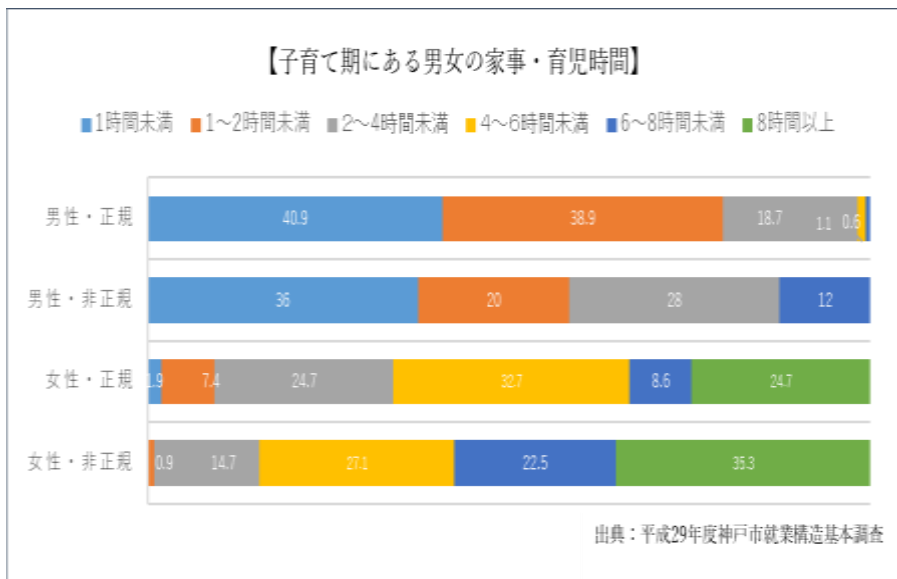
○女性の賃金は男性の賃金の76.2%。

### (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の状況

ワーク・ライフ・バランスの希望がかないにくく、家事・育児等の負担は女性に偏っている。長時間労働の削減など働き方を見直し、だれもが仕事と家庭や地域での生活を両立できる環境づくりが必要。



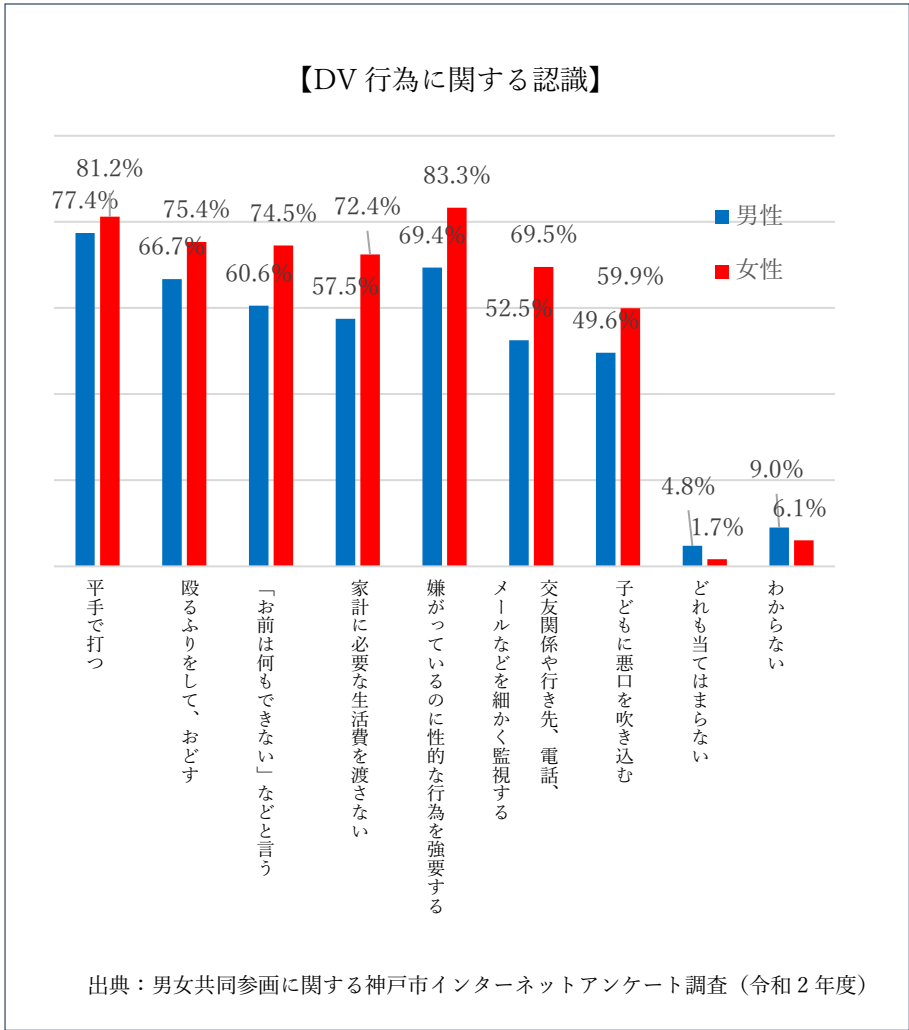
○男女とも約半数が複数の活動を両立したいと希望しているが、男性は仕事、女性は家庭生活を優先している現実がある。



○男性の家事・育児時間は、雇用形態にかかわらず1時間未満の割合が最も多い。一方で、女性は4～6時間未満が最も多い。

(4) 配偶者等からの暴力

DVをはじめとする人権侵害の根絶と被害者に寄り添った支援に取り組む必要



○DV行為にあたるすべての項目で、男性の方が認識は低かった。

○身体に関わる暴力の項目については、DV行為にあたるとの認識が比較的高かった。

## 5 基本目標と施策の方向性

- 「神戸 2025 ビジョン」の下、本計画では4つの基本目標と施策の方向を定め、他の部門別計画と連携し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進める。

### 基本目標1 男女共同参画の視点に立った社会づくりと理解の促進

- 男女共同参画は社会のあらゆる分野で取り組みを進めることが必要
- SDGs（国連の持続可能な開発目標）においてもあらゆる取り組みにジェンダー平等の視点を反映させることが必要とされており、SDGsの達成においても男女共同参画の取り組みは重要。
- 残された課題の背景には、人々の意識の中に長年にわたって形成された固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があることも多く、様々な主体と連携した広報・啓発の充実、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実が重要
- 意識改革が進まず女性の活躍の機会が限られることは若年女性の流出の背景の1つ
- 市政全般で男女共同参画の視点を取り入れた施策が企画立案・実施されるよう、男女別統計データの利活用の充実や職員の理解を促進
- 地域や科学技術分野などあらゆる分野での男女共同参画を進める。

| 施策の方向                 | おもな取り組み |
|-----------------------|---------|
| 市政全般への男女共同参画の視点の浸透    |         |
| 広報・啓発の充実              |         |
| 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 |         |
| 国際的規範の理解及び多文化の尊重      |         |
|                       |         |

### 基本目標2 あらゆる分野での女性の参画・活躍の推進

- あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、多様性に富んだ公正な社会づくりとあらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながる。
- 世界的にみて取り組みの遅れが顕著。市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大等に取り組む。
- 女性の就業率は年々増加しているが、子育てや介護等との二者択一を迫られる状況が残っており、働きたい女性が、就業を継続する、キャリアブランクを経て働き始めることを積極的に支援
- 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保（ハラスメントの防止、同一労働同一賃金等）への企業等の啓発
- 改正女性活躍推進法の着実な実施などポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進による女性の参画拡大・男女間格差の是正に向けた企業等の啓発

| 施策の方向               | おもな取り組み |
|---------------------|---------|
| 政策・方針決定過程への女性の参画拡大  |         |
| 働く女性・働きたい女性への就業等の支援 |         |
| 雇用等における男女共同参画の推進    |         |
|                     |         |

### 基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現

- 男女共同参画や女性活躍の前提として、だれもが仕事と家庭や地域での生活を両立させることができるワーク・ライフ・バランスが不可欠
- 保育サービスなど子ども・子育て支援施策をはじめ、仕事と子育て等の両立支援施策のさらなる充実
- 長時間労働などいわゆる男性中心型の労働慣行を見直し、ライフイベント等に対応した多様で柔軟な働き方ができるよう社会基盤の充実
- とりわけ男性自身の理解の促進、意識改革、男性の家事・育児等への参画を推進

| 施策の方向性                   | おもな取り組み |
|--------------------------|---------|
| 仕事と子育て等の両立支援施策の充実        |         |
| 働き方改革・多様で柔軟な働き方への取り組みの充実 |         |
| 男性の家事・育児等への参画促進          |         |
|                          |         |

### 基本目標4 安全・安心なくらしの実現

- DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害
- DVの根絶と被害者に寄り添った支援の充実。DVの被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者等が暴力を加えることは決して許されない。
- 貧困、高齢、障がい、外国籍など社会的支援を必要とする人への支援を充実
- 非正規雇用労働者やひとり親家庭など生活上の課題を抱える女性が増加しており、多様な困難の背景にある社会的・構造的な背景を理解し、人権尊重の観点に立った適切な支援が必要
- 性的マイノリティへの理解の促進
- 出産の有無にかかわらず女性はライフステージに応じて心身の状況が大きく変化するという特性をふまえた生涯を通じた健康支援
- 自然災害が頻発しており、過去の教訓をふまえ、平時からの男女共同参画の取り組みが重要。

| 施策の方向性                        | おもな取り組み |
|-------------------------------|---------|
| DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援の実施 |         |
| 男女の人権の尊重と人権を侵害するあらゆる行為の根絶     |         |
| 貧困などの生活上の困難に直面する女性等への支援       |         |
| 高齢者・障がい者・外国人への支援              |         |
| 生涯を通じた女性の健康保持・増進              |         |
| 妊娠・出産などに関する健康支援及び啓発教育         |         |
| 防災・復興分野での男女共同参画の推進            |         |
|                               |         |

## 6 計画の進捗

- (1) 計画に基づき実施した施策は、毎年度、年次報告書を作成して評価検証・公表。この際、神戸市男女共同参画審議会へ報告、意見聴取。
- (2) 各施策の成果や男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等をふまえて、必要があれば計画の見直しを実施。